

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：質屋営業法（３－２）
根 拠 条 項：第２５条第１項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第３条（許可の基準）
処 分 基 準： 別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係（電話０４３-２０１-０１１０）
備 考：

処 分 基 準

令和 年 月 日作成

法 令 名：質屋営業法（３－３）
根 拠 条 項：第２５条第２項
処 分 の 概 要：質屋の許可の取消し、質屋営業の停止命令
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：
別紙「質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準」のとおり。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部風俗保安課古物・質屋営業係(電話043-201-0110)
備 考：